

令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルスの影響により経済情勢が悪化する中でも、新たな分野への進出を図る県内中小企業を支援するため、第3条に規定する補助対象者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その補助金の交付にあたっては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又はこれに準ずるものと知事が認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となるものは、次の各号のすべてを満たす中小企業者とする。

- (1) 茨城県内に主たる事務所・事業所を有する事業者であり、新たな分野への進出や、新製品・新サービス開発や生産プロセスの改善等を図る事業を行う者
- (2) 補助事業終了後も、引き続き1年以上県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定である者
- (3) 県税に未納がないこと
- (4) 補助事業の実施にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の対象としない。

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（「茨城県が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書の締結等について」（平成23年3月30日付け総第1161号総務部長通知）1の排除対象者をいう。）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
- (4) 当該補助事業について、国、地方公共団体その他の機関から別途補助金を受けている者
- (5) その他、知事が補助金の支出先として適切ではないと判断する者

(補助対象期間及び補助対象経費)

第4条 補助の交付対象となる期間は、補助金交付申請書の受付日から令和3年2月28日までとする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新たな分野への進出や、新製品・新サービス開発や生産プロセスの改善等を図るうえで必要となる従業員の資格取得やスキルアップのための研修参加費等とし、費目は別表に掲げるとおりとする。

(補助額等)

第5条 県が交付する補助額は、補助対象経費の2分の1以内とし、かつ1事業者あたり10万円を限度とする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付を申請するに際し、当該補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認めた経費について、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行い、交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 補助事業の目的に変更がなく、かつ、補助対象経費の増額を伴わない範囲で金額を変更(経費区分ごとの配分額の50パーセント以内の変更に限る)する場合

(2) 補助事業の目的に変更がなく、かつ、補助対象経費の変更を伴わない範囲で事業計画の詳細を変更する場合

2 知事は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは交付決定の内容を変更し、補助事業変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業中止承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業遂行中に知事から進捗状況等について報告を求められた場合には、補助事業遂行状況報告書(様式第7号)により、速やかに報告を行わなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、第9条の補助事業の中止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当した場合には、第7条の交付決定の全部又は一部を取消又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった

とき

- (2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するに至ったとき

（補助金の返還）

第12条 知事は、前条の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取消又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年3月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行ったうえで、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払請求）

第15条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第10号）により、知事に補助金の支払請求を行うものとする。

（立入調査等）

第16条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をその事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用があるものとする。

（証拠書類の保存）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税にかかる帳簿の保存は、消費税法施行令第71条に規定する期間とする。

（その他必要な事項）

第18条 知事は、この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を別に定めることができる。

付 則

この要項は、令和2年8月3日から施行する。

別表

補助対象経費

経費区分	種 別	
研修受講料	従業員等が外部研修に参加する際の受講料	
講師招聘経費	講師謝金	外部講師を招いて社内研修を開催する際に支払う謝金
	講師旅費	外部講師を招いて社内研修を開催する際に支払う旅費

※以下の経費は補助対象外

- ・ 新人研修など内容が初歩的かつ一般的な内容である研修に係る経費
- ・ 自社の従業員等を講師とする研修に係る経費
- ・ 社内研修を開催する場合の会場賃借料，資料代
- ・ 資格試験の受験料
- ・ 従業員等が研修に参加する際の旅費
- ・ 振込手数料

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表者職氏名

【連絡先】

担当者：
TEL：
E-mail：
書類送付先住所：〒

令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付申請書

令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金を交付されたく、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第4条及び令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項第6条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額等

補助事業に要する経費（税込）	円
補助対象経費（税抜）	円
補助金交付申請額（補助対象経費の1/2または上限10万円）※	円

※補助金交付申請額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする

2 経費配分内訳

経費区分	種別等	内容	数量	単価	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
合 計					円	円

※交付決定後の経費配分変更は、承認が必要な場合があるので留意すること（第8条第1項）

3 研修等の内容・日程等

研修の名称及び 研修実施機関等	参加 人数	期間
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (日間)
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (日間)
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (日間)

4 研修等と事業計画（または経営革新計画）の関連性

5 事業計画

※認証済みの経営革新計画がある場合は、計画（別表1）の写しを添付することにより以下は記載不要

申請者名・資本金・業種	既存事業の概要
事業者名： 資本金： 業種： 創業年： 従業員数：	
新事業活動の類型	新事業活動の目標
該当する類型全てに丸印を付ける。 1. 新たな事業活動 2. 新商品の開発又は生産 3. 新役務の開発又は提供 4. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 5. 役務の新たな提供の方式の導入	事業計画のテーマ：
○新たに実施する事業活動等の内容 （新事業，新商品，新サービスなどの具体的な内容）	

令和 年 月 日

（申請者） 殿

茨城県知事 印

令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け交付申請のあった標記の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業に要する経費	金	円
2 補助対象経費（消費税控除後の額）	金	円
3 補助金交付決定額	金	円

（注1）補助事業の内容を変更し、又はこれを中止しようとするときは、あらかじめ茨城県知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更（経費区分ごとの配分額の50%以内の変更で補助対象経費が増額とならない場合等）の場合は承認は不要。

（注2）補助金の額の確定は、実績額に補助率を乗じて得た額と、補助金交付決定額とを比較して、いずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表者職氏名令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業
補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付で交付決定通知があった標記補助金の事業内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 補助対象経費等の変更内容

区分	変更前	変更後
補助事業に要する経費（税込）	円	円
補助対象経費（税抜）	円	円
補助金交付申請額 （補助対象経費の1/2または上限10万円）※	円	円

※補助金交付申請額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする

3 変更後の経費配分内訳

経費区分	種別等	内容	数量	単価	補助事業に要する経費（税込）	補助対象経費（税抜）
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
合 計					円	円

※変更後の金額の根拠となる資料を添付すること

4 変更後の研修等の内容・日程等

研修の名称及び 研修実施機関等	参加 人数	期間
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (日間)
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (日間)
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (日間)

※変更後の研修の内容がわかる資料を添付すること

5 研修等と事業計画（または経営革新計画）の関連性

<変更があった場合は変更後の内容を記載>

--

6 事業計画

<変更があった場合は変更後の内容を記載>

申請者名・資本金・業種	既存事業の概要
事業者名： 資本金： 業種： 創業年： 従業員数：	
新事業活動の類型	新事業活動の目標
該当する類型全てに丸印を付ける。 1. 新たな事業活動 2. 新商品の開発又は生産 3. 新役務の開発又は提供 4. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 5. 役務の新たな提供の方式の導入	事業計画のテーマ：
○新たに実施する事業活動等の内容 （新事業，新商品，新サービスなどの具体的な内容）	

令和 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事 印

令和2年度（2020年度）いばらき中小企業人材育成支援事業
補助事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金に係る事業内容（経費の配分）の変更については、下記のとおり承認したので、令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 変更承認（変更交付決定）する事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額については、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費（消費税仕入控除後の額）	金	円
補助金交付決定額	金	円
- 3 補助金交付の条件等については上記のほか、令和 年 月 日付け交付決定通知に記載のとおりとする。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者職氏名

令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業
補助事業中止承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知があった標記補助金に係る事業を中止したいので、令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項第9条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 中止する理由

令和 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事 印

令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業
補助事業中止承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金に係る事業内容の中止については、下記のとおり承認したので、令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 中止する事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は中止申請書に記載のとおりとする。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
名称
代表者職氏名

令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業
補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付けで交付決定通知があった標記補助事業の遂行状況について、
令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項第10条の規定に基づき報告
します。

記

1 事業の遂行状況等（現在までの研修等への参加実績）（ 月 日現在）

研修の名称及び 研修実施機関等	参加 人数	期間
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日（ 日間）
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日（ 日間）
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日（ 日間）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

名称

代表者職氏名

令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業

補助事業実績報告書

令和 年 月 日付で交付決定通知があった上記の補助金に係る事業が完了しましたので、令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項第13条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額及び補助事業に要した経費

補助金交付決定額	円
補助事業に要した経費の実績額（税込）	円
補助対象経費の実績額（税抜）	円
補助金確定額（補助対象経費の1/2または上限10万円）	円

※補助金確定額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする

2 補助事業の実績

経費区分	種別等	内容	数量	単価	補助事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税抜)
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
合 計					円	円

3 研修等の内容・日程等の実績

研修の名称及び 研修実施機関等	参加 人数	期間
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (日間)
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (日間)
		令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (日間)

4 添付書類

- (1) 支出証拠書類（領収書の写し等）
- (2) 受講証明証の写し（又は受講したことが確認できる書類）

令和 年 月 日

申請者 殿

茨城県知事 印

令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記の補助金については、令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1	補助事業に要する経費	金	円
2	補助対象経費（消費税控除後の額）	金	円
3	補助金交付確定額	金	円

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者

令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金精算払請求書

このことについて、令和2年度いばらき中小企業人材育成支援事業補助金交付要項第15条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求額（補助金交付確定額） 金 円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

【添付書類】

通帳の写し等